

最近の電気通信事業者の動向と政策対応

～ (株)近未来通信の事案を例に ～

平成19年4月10日

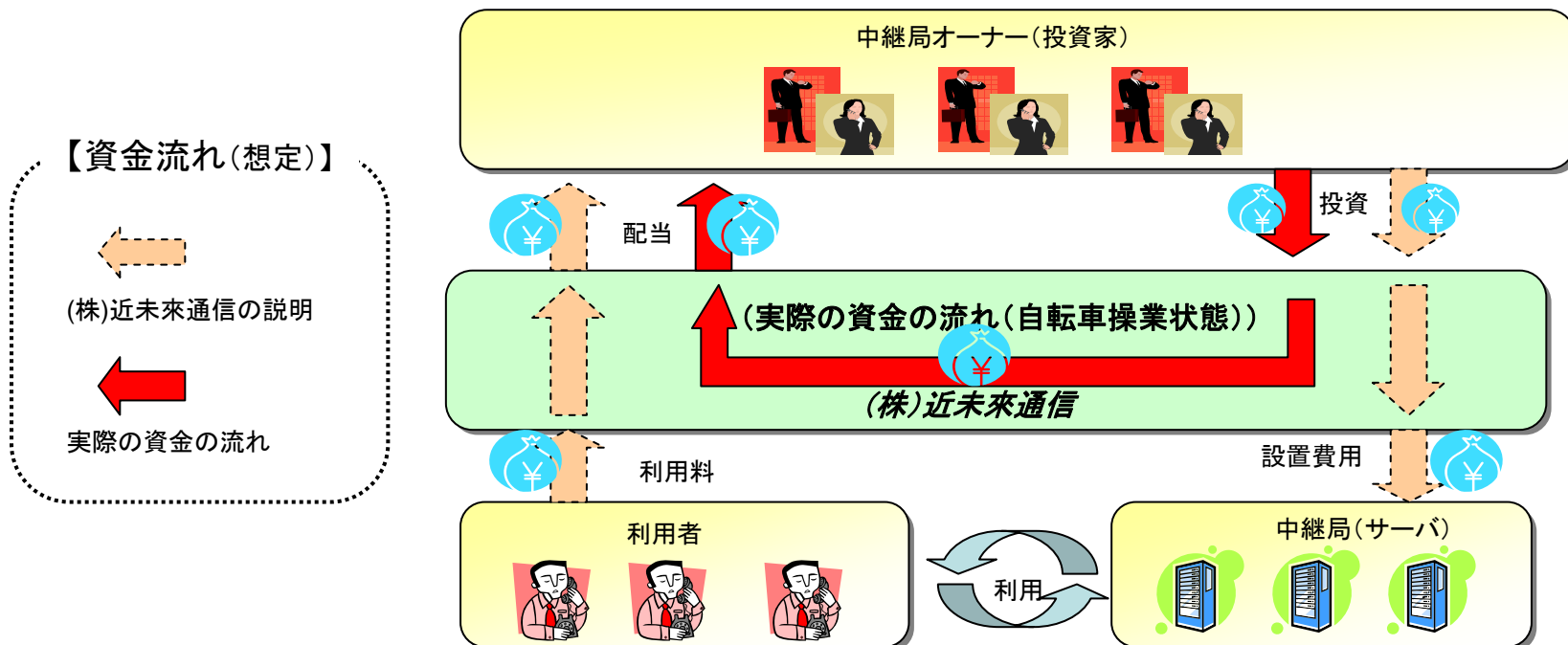
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部データ通信課

(株)近未来通信の概要

- 平成11年3月、一般第二種電気通信事業者として届出。
- 主な事業は、インターネットを利用した国内・国際電話サービス各種通信機器販売など。
- 平成18年12月20日、東京地方裁判所が(株)近未来通信と同社社長石井優社長の破産手続開始を決定。同社のサービスについては、平成18年年12月27日付けで破産管財人が電気通信事業廃止届出書等を提出。

(株)近未来通信への投資をめぐる事案

- (株)近未来通信は、国内外に設置した「IP電話の中継局」を投資家に販売し、当該中継局の利用で得られた電話利用料金から配当を還元するとの触込みで投資家を募集。
- 平成18年8月末、投資家への配当が「自転車操業」である旨の報道があった。
- 平成18年12月、警視庁が投資詐欺容疑で(株)近未来通信本社及び支店等に対して家宅捜査を実施、現在も捜査中。



(株)近未来通信の事案に対する総務省の対応

これまでの対応

- 総務省は、電気通信事業法で授権された権限の範囲内で、電気通信事業法第166条第1項に基づき、報告徴収、立入検査を実施。その結果を公表（【別紙1】参照）。
- 本件は、電気通信サービスの利用者の利益阻害が最後まで現れない事案であったため慎重な対応を取ったところ、行政としての対応が遅れたとの批判があった（※）。

※ 電気通信事業法第29条第1項第9号は、業務改善命令の要件を「利用者利益を阻害しているとき」としていたため、(株)近未来通信の利用者からの苦情がほとんどない中、即座に業務改善命令を発動することは、困難だった。

【対応経過】

年月日	総務省の対応	その他の動き
平成18年8月29日		投資担当“自転車操業”等の新聞報道
平成18年10月27日	電気通信事業法に基づく報告徴収を実施。	
平成18年11月24日	(株)近未来通信より報告書が提出。	
平成18年11月27日	電気通信事業法に基づく立入検査を実施。	
平成18年11月30日	報告徴収及び立入検査結果の概要公表（【別紙1】参照）	被害者弁護団を結成
平成18年12月 1日		KDDIがサービス停止
平成18年12月 2日		被害者弁護団が投資家への説明会を開催
平成18年12月 4日		警視庁、一斉捜査を開始
平成18年12月20日		裁判所、(株)近未来通信に対する破産手続開始を決定
平成18年12月27日	破産管財人が(株)近未来通信の廃止届出書等提出	

今後の対応

- 電気通信の健全な発達、国民の利益の確保を図る観点から、(株)近未来通信のような同種の事案の再発を防止し、また、不健全なサービス提供を行っている事業者等に対して適時適切な対応を行えるよう、電気通信事業法の一部改正する法案を今通常国会に提出済み（4月6日）（【別紙2】参照）。

平成18年11月30日

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表

総務省は、株式会社近未来通信に対して、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査を実施しましたので、その結果等を公表します。総務省としては、今後、この結果を踏まえて、所要の措置を講じます。

1 経緯

総務省は、平成18年10月27日に株式会社近未来通信(東京都中央区)に対し、同社の電気通信サービスの利用者保護の観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条第1項の規定に基づく報告を求める文書を出し、同年11月9日までに回答を求めました。同社からは、同月9日及び17日の二度にわたる報告期限の延長を経て、同月24日に回答が提出されました。総務省は、同月27日に当該回答の不備な点に関して同社に対する立入検査を電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき実施しました。

2 報告徴収及び立入検査の結果

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果、次の事項が明らかになりました。

(1)平成17年7月期における同社の電気通信事業収入は、全売上高181億円中3億円程度であること(詳細は、別紙中(※1)参照)。

(2)同社から報告のあった中継局のサーバは123箇所(2,466台)(うち2箇所にはサーバ数の記載なし)であるが、システムの運用状態を確認したところ、立入検査した2箇所においては2台の運用を確認。なお、電話サービスは、上記のものとは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認(詳細は、別紙中(※2)参照)。

3 株式会社近未来通信に対する措置

株式会社近未来通信に対しては、報告徴収及び立入検査の結果を踏まえて、利用者利益保護の観点から、利用者からの問合せ等に対し適切かつ迅速に対応できる社内体制の整備や、電気通信事業を休廃止する場合の利用者への周知等を行政指導することとします。

本件に対する御問合せ先
総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
担当:柴崎課長補佐、道祖土係長
電話:03-5253-5854
FAX:03-5253-5855

○ 年間売上高(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))

サーバ売上	11,428,291,065円
サーバ保守売上	6,309,140,679円
通信料売上(※1)	301,108,256円
その他売上	104,748,796円
計(※1)	18,143,288,796円

○ 利用契約数(平成17年7月期(H 16. 8-17. 7))

・プリペイドカード契約数:

発行枚数	販売枚数	使用枚数
626,775枚	243,082枚	335,535枚

・チャージ式プリペイドカード契約数

発行枚数	販売枚数	使用枚数
409,000枚	—	96,525枚

・固定電話用アダプター契約数: 587
・テレビ電話機器契約数: 3,337

○ 電気通信設備・ネットワーク構成(中継局の設置箇所数及びサーバ台数)

- ・平成18年11月24日付けの報告では、中継局(ユーザとユーザ認証、課金を行うサーバとの間を中継するもの)及び当該中継局に設置されているサーバは、国内外123箇所(2,466台)(うち2箇所にはサーバ数の記載なし。以下同じ。)(※2)。
- ・立入検査時に、上記システムの運用状態を確認したところ、立入検査を実施した2箇所において2台の動作を確認。同社からは、現在同システムは123箇所(2,466台)のうち7箇所において7台運用しているとの説明があった(※2)。
- ・なお、電話サービスは、上記のものとは別のシステム(報告には記載なし)によっても提供されていることを確認。

現在の要件

利用者の利益を阻害するとき

- 1 通信の秘密の確保に支障
- 2 不当な差別的取扱い
- 3 重要通信に配慮していない
- 4～7 利用者に対する電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性が確保されていない
- 8 事故による支障を除去等しない
- 9 **その他電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき**

公共の利益を損なうおそれがあるとき

- 10 国際約束を誠実に履行していない
- 11 接続等の提供に関する不当な運営
- 12 回線設備を設置しない事業者のサービスにより、需要を同じくする他事業者の回線設備の保持が経営上困難となる

要件の拡大

「電気通信の健全な発達」の観点を追加
「おそれ」を追加

改正後

電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるとき

- 1 通信の秘密の確保に支障
- 2 不当な差別的取扱い
- 3 重要通信に配慮していない
- 4～7 利用者に対する電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性が確保されていない
- 8 事故による支障を除去等しない
- 9 国際約束を誠実に履行していない
- 10 接続等の提供に関する不当な運営
- 11 回線設備を設置しない事業者のサービスにより、需要を同じくする他事業者の回線設備の保持が経営上困難となる
- 12 **その他電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき**

<効果>

○事案処理の迅速化

※ 電気通信事業法(抄)

(目的)

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

(報告及び検査)

第166条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

※ なお、業務改善命令の発動に当たっては、電気通信事業紛争処理委員会への諮問(第160条)、委員を主宰者とする聴聞(第161条)などが必要とされており、厳正な手続が用意されている。